

フランス消費者倒産の実務（下）

町 村 泰 貴

目 次

序

一 旧法の下での実務運用

- [1] 申立
- [2] 和解的整理（以上47巻2・3合併号）
- [3] 裁判上の民事更生（以上47巻4号）

二 1995年改正以後

- [1] 1995年改正の概要
 - A. 改正経過
 - B. 改正法のアウトライン
- [2] 改正法の下での状況
 - A. 過重債務申立状況とその変容
 - B. 償還能力の乏しい債務者に対する更生計画・措置
 - C. 再申立の増大
- [3] 1998年1月の改正－不動産差押における猶予－
 - A. 不動産差押に関する旧民訴法典の改正
 - B. 消費者法典の改正
- [4] 1998年7月の改正－モラトリアム・免責の導入－
 - A. エスト＝ロリダン報告書による改正提案
 - B. 改正法によるモラトリアム・免責の導入
 - C. その他の改正

結び－フランス過重債務処理手続の特徴

二 1995年改正以後

〔1〕 1995年改正の概要

A. 改正経過

1989年に制定されたネイエツ法に関しては、1992年に同法制定担当者たるネイエツ消費問題担当次官が、22万2059件の申立と処理状況についての概況を発表した¹³⁰⁾。この数字は立法当初に見込まれた20万件の過重債務者の存在を裏付けるものであった。そしてネイエツ次官は、委員会の処理手続に改善の必要があることを指摘しているが、なおアルザス・ロレーヌの地方法として施行されている「民事破産」制度の全土への拡張は妥当でないとしている。

ネイエツ法の見直しに関しては、同法がもともと緊急措置として考えられており、2～3年の施行経験を踏まえて見直すことは既定方針でもあった。そこで議会は、この施行経験を公式に調査することをロジェ・レロン下院議員に委託し、その報告書が公表された¹³¹⁾。

この報告においては、消費者が過重債務状態に陥る状況が今後もなくならないという予想を前提として、いくつかの手續改善を提起している。

まず貸付事故データベースを事故前の融資状況も記録した貸付状況データベースにすべきと指摘している。要するにブラックリストからホワイトリストへの転換である。

第二に「誠実さ」の要件は無用の混乱を招いているとして削除すべきだとしている。手續開始要件ではなく、更生計画作成の段階で斟酌すれば足りるというわけである。

第三に委員会が和解的整理案をとりまとめる期間が2ヶ月では短すぎるので、これを更新できるようにすべきだという。

130) *Revue des huissiers de justice*, 1993, 170.

131) LERON.

そして裁判官が決定する更生措置についても、5年という限度は維持しながら、その期間中の無利息化、更生計画を連続して作成することで無資力な債務者も救済可能にすることを求めている。

最後に履行確保については特別な措置は不必要で、不履行の場合の債権者の権利回復と保証人に対する計画の利益の否定で足りるとしている。

このほかの改正提案としては、実務家でネイエルツ法作成にも関わったヴァランス判事の見解がある¹³²⁾。そこでは、手続を調停前置に明確にすること、更生手続ではオートマチックステイを導入すること、支払不能状態の債務者については民事破産と免責も導入すること、債権調査を強力に行えるようにすること、更生措置を弾力的にして5年間という期限を事実上延長できるようにしたり、事情変更に備えた手続再開、期限の利益の喪失、資力回復時の繰り上げ弁済などを計画に定められるようにすべきだとされている。

さらに学者では、消費者訴訟法の専門家であるペイザン教授が、企業倒産法にならった民事破産制度の導入を唱えていた¹³³⁾。

ところが、1994年6月に政府が下院に提出した改正法案は、これらの実質的な改正提案をほとんどとりいれなかった。この法案は裁判所の負担軽減と司法予算を一層切り詰めることを目的としたもので、過重債務処理手続についてももっぱら効率的な事件処理のみを図ったものであった。

司法大臣の提案理由¹³⁴⁾によれば、フランスの司法に対する不満にもかかわらず訴訟は増加傾向にあり、この需要を満たすためには裁判の時間短縮とアクセスの容易化を図らなければならないとする。そしてパートタイムジャッジの導入や控訴院での調査担当判事の活用を組織法で提案したのに加え、この法案では民事刑事、そして行政訴訟でも手続改革を求めるといふ。具体的には、各種訴訟に共通して書記官の権限を拡大すること、行政訴訟では判決の執行方法の強化やアストラントという間接強制の導入、刑事訴訟では司

132) VALLENS, ALD 1992, com, 173

133) PAISANT, D.S. 1994, chr. 173

134) FAUCHON. JO Sénat, 94-95, n30

法取引の適用領域を一般化して多くの事件を迅速に処理するとともに、単独裁判官の管轄拡大、刑罰代替の労働義務の拡大なども設ける。そして民事では、調停 conciliation を再び強化するとともに仲介 médiation の手続を設けること、そして過重債務処理手続の一層の効率化のために更生計画の作成決定権限を裁判官から委員会に移して裁判官の負担を軽減しようとするわけである。

立法過程では委員会が債務の内容の変更を決定するということが問題が指摘され、結局行政委員会は勧告という形で更生計画の内容を決定し、裁判官がこれに執行力を付与するという構造に直された。

B. 改正法のアウトライン¹³⁵⁾

政府提案に基本的に基づいて成立した改正法の手続は、和解的整理と裁判上の民事更生という二重の手続構造を放棄し、過重債務委員会が手続の中心的役割を果たすものと位置づけられた。そして執行裁判官が果たす役割は、委員会からの請求に基づき強制執行の仮停止を決定すること、委員会に開始決定に対する不服申立を裁判すること、委員会の求めに応じて債権調査を行うこと、委員会の勧告に対する不服申立を裁判すること、そして勧告の内容には審査を行わないで執行力を付与することである。

具体的適用方法を指示した1995年9月28日の通達¹³⁶⁾によれば、委員会は次のように手続を進める。

まず債務者の申立を受けた委員会事務局、すなわちフランス銀行の地方支店は、申請書類の不足を補うなどの窓口指導をした後、事務局として委員会への事件係属を債務者と債権者に通知する。そして受理相当か受理要件に疑いあるものかを分類して理由をつけたリストを委員会に提出し、委員会はこ

135) 拙稿「試訳・フランス消費者倒産法」本誌47巻1号269頁以下参照。

136) Circulaires de la direction des Affaires civiles et du Sceau, 9 mai 1995, Procédure de traitement des situations de surendettement des particuliers. CIV 95-10 C1/09-05-95

れに基づいて受理不受理を決定、この決定は事務局が債権者債務者に通知する。なお、最初の係属の通知と受理の通知とは一緒にすることができるし、手続の迅速のためその方が望ましいとされている。

次いで委員会は、強制執行仮停止が必要と判断される場合に可能な限り早く、執行裁判官に請求する。具体的な資料は事務局が送付する。なお仮停止命令の対象となる強制執行は特定されなければならない¹³⁷⁾。

交渉の過程は、まず委員会事務局が債務者の詳細な財産状況を調査し、これを債権者に通知する。その際有用な情報の伝達を依頼するとともに、特に金融機関に対しては口座の閉鎖や小切手・クレジットカードの返還など、取引停止行為を行わないように注意する。また債務者に対しては、債権者に対する弁済を可能な限り停止しないこと、新たな借り入れやクレジットカードの使用などによる債務の拡大や、それに一部の債権者に財産を譲渡するなどの偏頗行為をしないよう注意を与える。

債権の存否・額に重大な争いがある場合には、L. 331-4条に基づく調査を裁判官に求める。そこではデクレの15条により、両当事者の審尋が規定され、また14条には債権の存在が認められなかった債権者の手続からの排除、そして15条に控訴禁止が規定されている。

更生計画案について委員会は、たとえ失業などの理由により全く返済資力がなくとも、債権の猶予・放棄を最大限用いて最善を尽くさなければならず、無資力を理由に計画作成を拒絶することは許されない。また計画の中には財産の売却を定めることができるが、債務者の住居の確保のために持ち家の不売却や家賃・管理費用等の支払確保などの調整が必要とされている。

更生計画が債務者と債権者により合意されると、以後はその履行が問題となる。不履行についてデクレ19条は、債務者が履行を催告されて後15日経過した場合には、当然に失効するとの記載を計画におくよう定めている。

合意にいたらなかった場合、債務者がまず委員会に勧告の申立をなし、委

137) 改正前の実務につき、本稿（上）－〔2〕D、本誌47巻2・3号275頁参照。

委員会が債権者債務者双方に勧告申立のあったことを通知する。そして当事者の意見を聴取した後に、具体的な勧告を行う。この勧告に当たっては、特に法の認めている措置を最大限活用するよう求められている。すなわち、旧法と同様に債務の猶予・再分割、利息の軽減、弁済の元本優先充当、そして主たる住居の売却後の残債務軽減である。

この勧告に対して当事者は異議申立が可能である。

〔2〕 改正法の下での状況

A. 過重債務申立状況とその変容¹³⁸⁾

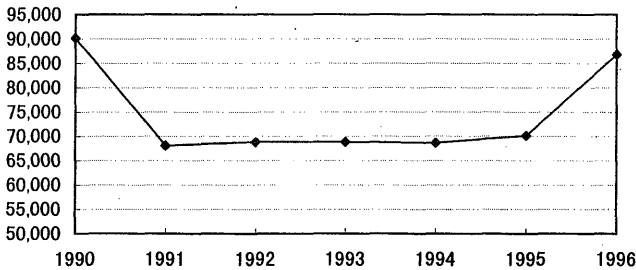
1995年の改正は、ネイエツ法の二本立ての手續から過重債務調整委員会の下での連続した手續に切り替えるという大きな構造上の変革を施した。しかし保全処分の時期・方法、債権者との交渉の方法や債権調査、強制的な更生措置の内容、履行確保など、実質的な部分はほとんど従来通りで、もっぱら裁判官の負担軽減をはかったにとどまる。従って学者や実務家から指摘されていた過重債務整理への実効性の乏しさや予防措置の不十分さなどの問題点はほとんど残されたといってよい。中でも最も大きな問題点は、債務の償還能力がなくなってしまった債務者の処理で、ネイエツ法はこの点について全く無力であった。

そのような中で破産状態の消費者は予想に反して増加し続け、それに応じて申立件数もとだえることはない。表・グラフ1に見られるように、ネイエツ法施行直後の1990年こそ9万件を越える申立があったが、これは施行前

表1 申立件数の推移

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
90,174	68,075	68,830	68,863	68,608	70,112	86,806

138) 以下の状況については、エスト＝ロリダン上院報告書（後掲注141）によっている。



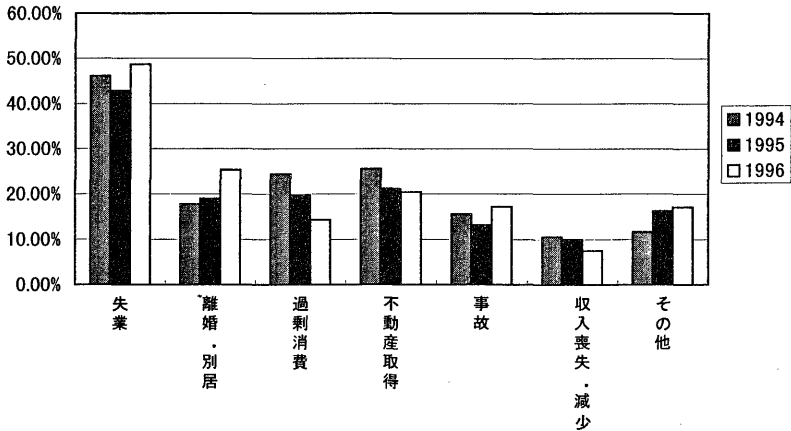
グラフ1 申立件数の推移

に蓄積された事件の処理の影響で、その後は7万件弱の水準で安定していた。そして1995年からは、申立件数がさらに増加する傾向に転じた。

そして事件の性質にも変化が見られる。表・グラフ2には、過重債務の原因について Indre 県の過重債務委員会の調査結果を示した。そこでは失業や離婚・別居といった生活基盤の悪化が原因となって過重債務に陥ったケースが増大しているのに対して、消費金融や不動産取得金融の過剰融資を原因とするものが減少していることが見て取れる。この傾向は他の断片的な実態調査にも現れている。フランス銀行の調査によれば失業を原因とするケースが1991年では27%に過ぎなかったのに対して1993年では40%に上るとされている。また Savoie 県の調査によれば、借りすぎによる過重債務が1993年では

表2 Indre 委員会における過重債務の原因

	1994	1995	1996
失 業	46.11%	42.85%	48.70%
離 婚・別 居	17.78%	18.98%	25.32%
過 剰 消 費	24.40%	19.71%	14.28%
不 動 産 取 得	25.55%	21.17%	20.45%
事 故	15.55%	13.14%	17.21%
収入喪失・減少	10.55%	10.00%	7.50%
そ の 他	11.67%	16.25%	17.06%



グラフ2 過重債務の原因－INDRE 委員会の場合

25%であったのに1995年では17%に下がっているという。

また、過重債務者の年齢層も、比較的高年齢へとシフトしている。1990年のレロン議員の報告書では過重債務者の中で25歳から34歳までの比率が33%を占めていたのに対して、1994年から1995年までを対象とする貯金動向調査センターの調査では19%と減少している。このことも若者の安易な借りすぎを原因とする過重債務の割合が減少していることを示唆するものである。

これらの資料からは、積極的過重債務、すなわち無思慮な借入を重ねた結果、債務過重となって返済困難に陥る債務者よりも、消極的過重債務、すなわち失業や離婚などを原因として、収入が絶対的に足りない債務者が増加しているという最近の傾向が読みとれる¹³⁹⁾。そしてこうした事例は収入予想が困難なため計画立案も難しく、他方で債権者は相変わらず債務の免除を拒むため、合理的な再建計画の合意をとりつけることが極めて困難である。

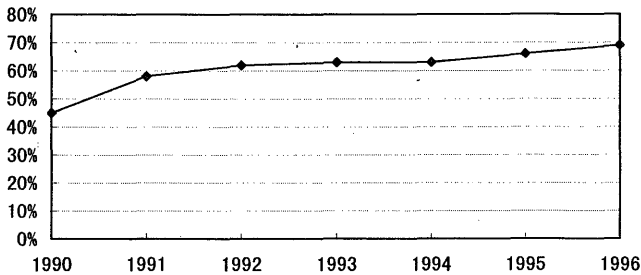
139) ただし、エスト＝ロリダン上院報告書は、単に積極的過重債務から消極的過重債務にシフトしたというのではなく、原因が多様化していると評価している。

B. 償還能力の乏しい債務者に対する更生計画・措置

ところが、表・グラフ3に見られるように、合意計画の成立率はむしろ上昇している。

表3 合意調達率

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
45%	58%	62%	63%	63%	66%	69%



グラフ3 合意調達率

その原因としては、支払能力の全くない債務者に対して、債権者が債権免除に同意せず、結局短期の猶予によって問題の先延ばしをはかるとい実務が一般化したため、合意調達率が見かけの上で上昇したものと分析されている。前節¹⁴⁰⁾で見たように不動産融資に関する債権者（特にPAPなどの融資を行う金融機関）を中心に、債務者に対する譲歩は利息の割引がせいぜいであり、実質的にはほとんど義務内容に変更がない。他の一般的債権者も、不動産融資債権者の対応に引きずられるため、結局過重債務状態を脱して経済的債権を可能にするような計画が合意に達することはほとんどなく、またフランス銀行各支店としてもそのような見込みのない計画を提案することもない。

収入状況から債務償還能力がないと判断される債務者に関しては、5年間

140) 本稿（上）－[2] C, 本誌・前掲注137) 247頁。

の猶予を与えて、その期間満了後に再び民事更生の申立をさせるという形でズルズルと債務を引きずるしかないとされている。ちなみに、債務猶予を含む和解計画は、合意された計画の28%を占め、勧告措置のなかでは57.9%が猶予を含んでいる。そしてその猶予期間は、猶予された事例のうち58%が一年以下ということである。

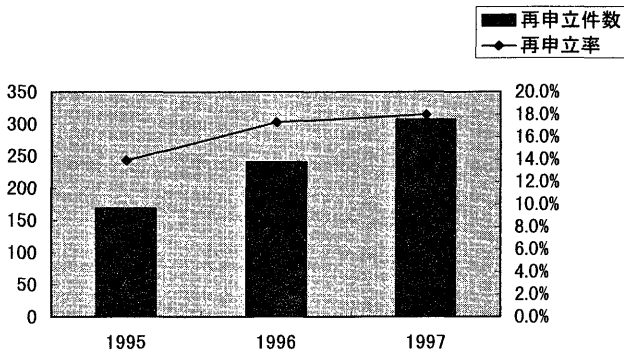
C. 再申立の増大

支払能力のない債務者に対して、単に債務の猶予を与えるにとどめれば、猶予期間経過とともに再び過重債務の償還困難な状況に立ち戻り、結局再度過重債務処理手続の申立をせざるを得なくなる。

このことは全国的な統計で実証されているわけではないが、Alpes-Maritimes 県過重債務委員会の統計（表・グラフ4）に見るように、

表4 Alpes-Maritimes 県過重債務委員会における再申立数・率

	再申立件数	再申立率	備 考
1995	169	13.9%	
1996	241	17.3%	
1997	307	18.0%	5ヶ月分を1年に換算



グラフ4 Alpes-Maritimes 委員会での再申立状況

再申立率の上昇につながっているものと思われる。そして再申立率の上昇が事件申立数の増加の原因となっているのである。

〔3〕 1998年1月の改正 ー不動産差押における猶予ー

1998年になって、過重債務処理に関する法律は既に2回改正された。まずは、不動産差押における過重債務者の保護を強化する1998年1月23日法律98-46号である（以下、本款では98-46号法律という）。もっともその表題から受ける印象とはうらはらに、この法律が過重債務処理に関して施している改革はごく限られた範囲にとどまっている。

改正法は不動産差押に関する旧民訴法典の改正と、消費者法典の改正とに分けることができる。

A. 不動産差押に関する旧民訴法典の改正

フランスにおいても、不動産の競売価格は実勢価格を下回ることが通常のように、その原因としては差押債権者が低めの売却価格を設定する傾向と、買受人が競落後に立ち退き等を行わなければならない負担があるとされている。そこで立法者は、不動産差押においてより高い代金で売却が期待できる方向に誘導するべく、以下のような改正をおいた。

まず98-46号法律1条は、旧民事訴訟法典673条2項に規定された差押債務者への通知の記載事項に、「差押債務者が差押を本法典744条に定める条件で任意売却 *vente volontaire* に転換することができる旨の表示」を要求し、また同条3項および4項では債務者が自然人の場合の特則として、以下の3点の記載を差押催告書に記載するものとし、その記載がない場合は無効とした。

- 1号 過重債務状態にある債務者が個人の過重債務委員会に申立をする権能があること
- 2号 債務者は差押手続において、法律扶助に関する1991年7月10日法律91-1266号および同1991年7月10日法律91-1266号適用のための1991年12月19日デクレ91-1266号の要求する収入要件を満たしているならば、訴訟救助を受

けることができること

- 3号 債務者の主たる住居について差押債権者が定めた設定価額が690条所定の条件で売却異議の対象となりうること

このうち3号で指示されている旧民訴法典690条に関して、98-46号法律2条は債務者がその主たる住居の競売に対して、債権者の価格設定が明らかに不十分である場合には、売却異議を申し立てることができるとの規定を挿入している。その場合裁判所は、必要であれば鑑定の上で、市場価格にそった、より高い価格での売却を命じることができる。

そして98-46号法律4条は、裁判所がより高い価格を設定した場合について、競落人が現れなかった場合に減額すること、そして差押債権者は当初自らが設定した価格でのみ競落人とされる旨の規定を、旧民訴法典706条においた。

B. 消費者法典の改正

次に過重債務処理手続に関して98-46号法律は、かねてから争いのあった不動産差押の停止について規定をおいた。すなわち過重債務者に対する強制執行の仮停止は、過重債務委員会が執行裁判官に請求できると消費者法典L. 331-5条に規定されている。そこには特に限定がなかったため、不動産執行であっても仮停止の対象となると考えられるが、問題は旧民訴法典が不動産執行の停止を差押裁判官の管轄としているのに対して、執行裁判官が仮停止を命じられるかどうかであった。

破毀院は、1995年5月5日の意見において、競落期日が公示された後の執行停止は旧民訴法典702条および703条によってのみ可能であり、差押裁判官の管轄に属するとし、それ以前であれば執行裁判官が執行仮停止を命じることができるとした。

98-46号法律は、この破毀院意見を受け継ぎ、消費者法典L. 331-5条に「不動産差押のための通告公示の後、不動産差押裁判官はその手続の停止を宣言する管轄権を専属的に有する」と規定した。なお、98-46号法律3条は、旧民訴法典703条の執行停止申立権者として過重債務委員会を追加して

いる。

また債務者の主たる住居売却後になお残る不動産貸し付け債務の一部減額を請求するための期間について、消費者法典L. 331-7条を改正し、「不動産貸し付けの残債務部分の金銭を支払うようにとの催告の後、2カ月を越えては援用できない、ただしその期間内に委員会が係属していなかったならば別である」とした。

〔4〕 1998年7月の改正 —モラトリアム・免責の導入—

A. エスト＝ロリダン報告書による改正提案

1997年春、フランス上院の法律委員会及び財政委員会はロリダン上院議員の提案に基づき、ネイエツ法の状況報告書作成のため作業部会を立ち上げた。担当となったエスト議員およびロリダン議員によって1997年6月から作業が始まり、9月には完了した。調査の過程では、フランス銀行の代表者、各種金融機関、消費者団体等の関係者に意見聴取するとともに、アルザス・ロレーヌの民事破産の実状調査も行った。

この調査の成果は、議会報告書として10月に提出され、1997年10月29日会議録に附属資料として添付され、公表された¹⁴¹⁾。

この報告書では、1989年ネイエツ法制定以後の過重債務処理状況とこれまで見てきた問題点を踏まえ、かねてより提案されてきた支払事故全国ファイルの対象を正常な債務状況にも拡大すること（いわゆるホワイト・リスト化）と民事破産の導入とを共に否定した上で、以下のような諸点について改正を提案した。

1. 過重債務現象について量的・質的分析が可能になるような統計を用意すること
2. 過重債務処理手続濫用防止のため、フランス銀行支店への事件申立てのときから個人信用事故ファイル FICP に登録し、また過重債務委員会

141) http://www.senat.fr/rap/r97-060/r97-060_mono.html

へ申し立てて提案された計画に署名を拒否した債務者が再度申立をすることを禁止すること

3. 過重債務委員会が一方では事件の管理を最適化し、各地の委員会の作業方法を調和させるような仕組みを用意し、他方では和解契約および勧告措置の作成を容易にする評価の仕組みを利用できるようにすること
(鑑定システム、金融機関が用いているのに相当するスコア・メソッドなど)、また過重債務委員会のオブザーバーとしてソーシャル・ワーカーを関与させること
4. 過重債務処理と不動産差押の関係について、執行停止の管轄を明確にし、過重債務委員会が重大な事由に基づく適当な期間の競売延期を申し立てられるようにすること、また和解的整理の執行仮停止が更生措置の勧告手続申立後も延長できるよう規定を整備すること
5. 最も望みのないケースについて、補充的に、裁判官が3年間の一般的モラトリアムの上で、状況の改善が見られない場合はさらに7年間の一部弁済期間を課し、残余財産の清算と債務の終局的消滅を宣告すること
以上の他、消費者への情報提供の改善、債権者の責任の強化、持ち家取得のための条件を改善することも提案している。

B. 改正法によるモラトリアム・免責の導入

この報告に基づき、国会は1998年春から過重債務処理法の改正に着手した。法案は市民が社会生活及び経済生活から脱落する現象 *les exclusions* に対する対策として作られ、過重債務処理もその一つの柱とされた。

法案は7月9日に両院を通過したが、一部違憲の提訴を受けたため、憲法院判決を経て、1998年7月29日に成立した。これが社会的脱落対策に関する1998年7月29日基本法98-657号であり、過重債務処理については84条から104条にかけて法改正を施している¹⁴²⁾。

142) Recueil Dalloz, 1998. L. 302. 以下、この法律は98-657号法律という。

この改正の最も大きな点として、収入のない過重債務者への免責の導入が挙げられる。消費者法典新L. 331-7-1条は支払不能状態 *état de l'insolvabilité* を「債務の全部または一部を消滅させるに足るだけの差押可能な収入または財産がなく、L. 331-7条に規定された措置が適用できない場合」と定義した。

債務者の申立に基づいて、過重債務委員会がこの要件に該当すると認定した場合、勧告を出す段階において（従って当該事件が受理可能性、特に誠実さの要件充足と職業上の債務の排除の審査を通過しており、調停段階の不調を経ていることが前提となる）従来の債務調整措置の他にモラトリアムと債務の免責措置を勧告する余地がつけ加えられた。

(1) モラトリアム *le moratoire*

扶養料および租税以外の債権の弁済期は最長3年間停止される。法律は最低期間について規定しておらず、委員会の評価によりモラトリアムの期間が定められる。もっとも短すぎる期間の設定は、債務者が自らの状況を再建することができるようにするのに十分な期間を付与するという法文の趣旨に明らかに反するであろう。

このモラトリアム期間中、債権元本だけが法定利率を越えない利率で利息を生じる。

この期間満了時において、改めて委員会は債務者の状況を検討する。そして状況が改善している場合には、事件はL. 331-7条に規定された調整措置の適用領域に戻る。反対に支払不能状態から脱することができなかったと評価される場合は、免責措置の勧告がなされる。

(2) 債務免責 *l'effacement des dettes*

委員会は、理由を付した特別の提案として、扶養料および租税以外の債権について、全部または一部の免責を勧告する。

租税債権については、L. 331-7-1条2項で租税手続規程L. 247条1号に定められた条件による免除の対象となりうることを指示している。そして98-657号法律94条は、租税手続規定L. 247条を改正し、租税債務

の全部または一部の免除 remise が「消費者法典 L. 331-1 条所定の委員会の勧告または同法典 L. 332-3 条所定の裁判官により採られた措置も斟酌して、与えられる」と明文化した。

免責を受けた債務者は、8年の間、「いったん免責を与えられたのと類似する債務について」新たな免責を受けることはできない（新 L. 331-7-1 条 3 項末段）。類似する債務とはあいまいな概念であるが、同種の債務、例えば賃料、各種ローン、社会保障拠出金などを示している。また免責は、小切手振出しを自動的に禁止する。

(3) 裁判所によるコントロール

新たなモラトリアムおよび免責の勧告措置について裁判官は、争いがなければ適法性の審査をなし、それらの措置に執行力を付与する。

争いがある場合、新 L. 332-3 条は裁判官が「L. 331-7 条および L. 331-7-1 条に規定された措置の全部または一部を採用する」と定めている。従って裁判官は、現行法と同様に、委員会の勧告に拘束されることなく、適切な法的措置を命じる完全な権限を有している。例えば、もし裁判官が、委員会と異なり、債務者が支払不能状態であると評価したならば、L. 331-7-1 条に規定されたモラトリアムを適用することができる。

裁判官によりモラトリアムが決定された場合、事件はそのモラトリアム期間満了時に再度委員会の審査に係る。その場合裁判官は、争いがなければ委員会の勧告に執行力を付与し、争いがある場合は債務調整のための措置を命じるか、あるいは支払不能が継続している場合に免責措置を決定することとなる。

C. その他の改正

98-657号法律によるその他の過重債務処理に関する改正はかなり多岐にわたっている。

まず、過重債務処理委員会には租税官署の長が加えられ、これによって法律が国に同意を求めている免除を容易にするものと期待されている（98-657

号法律86条)。また委員会の作業の恒常性を高めるため、県長官、県財務官および税務官署の長は、共通の一人代理人によってのみ代理させられる(同条)。

過重債務に関して債務管理屋 *officines de gestion de dettes* の介入は禁止される(消費者法典新L. 321-1条3号)

執行措置の仮停止請求を執行裁判官に申し立てることのできる者の範囲は、従来の委員会に加え、その委員長、委員長代理、フランス銀行の地方代表、そして債務者が加わった(98-657号法律91条I)。

執行措置の仮停止は、従来調停段階においては委員会の下での手続が行われる期間中に限って付与されていたが、調停不調の場合、債務者が改めて委員会に勧告審理段階として申請できる期間である15日間が満了するまで延長される(同条II)。

「生活留保 *reste à vivre*」として、過重債務者の日常出費に必要な最低限の収入部分に関して委員会の実務が統一された。生活留保は、デクレの定める要件の下、賃金差押不能部分(労働法典L. 415-2条)を参考にし、RMI = 最低生活保護費を下回ることのないように定められる。この二つの限定は合意計画にも勧告措置にも適用される(消費者法典新L. 331-2条2項)。

L. 331-7条は4点の修正を施された(98-657号法律92条)。

- 分割払いおよび猶予の最長期間は5年から8年に延ばされた。
- 債権の一部のみの猶予も今後は勧告できる。
- 猶予または分割払いとされた金銭の利息は法定利率を上限とし、それ未満の利率を提案する権限が委員会に残されている。
- ローンを受けた主たる住宅の強制売却(またはそれに類する売却)の場合、法律は売却代金を自動的に残存元本に充当することを定めた。

このほか弁済事故全国ファイルへの登録について、98-657号法律97条は、事件が受理された時点で登録するとし、合意の成否の時よりも早く登録することとした。

さらに98-657号法律100条以下では、保証人が委員会から過重債務手続

の開始の通知を受け、その意見を書面で提出することができること、自然人である保証人が債権者から債権額と付帯債権額について毎年通知を受けること（民法新2016条2項）とした。さらに、保証人は主債務者の破綻について、予定されていない弁済事故が最初にあったときに、その弁済期の月内に通知されなければならない。この最後の義務は消費者法典L. 341-1条によって「職業的債権者」に課されているとともに、保証が、自然人である保証人について、個人事業者または会社の職業上の債務を保証するために設定されている場合には、あらゆる債権者に課されている（個人の起業に関する1994年2月11日法律94-126号47条Ⅱ新3項）。

自然人たる保証人は、その保証契約が実行される場合に、上記の生活留保を保障される（民法2024条新2項）。

結び—フランス過重債務処理手続の特徴

以上のようなフランスの個人倒産処理手続の注目点を日本法の観点からまとめると、次のような特徴が指摘できる。

- ① 行政委員会の性質を持つ裁判外の機関の下で、債権者債務者の合意による再建計画をたてるものであること。わが国の制度との対比で言えば、サラ金調停の集団化に近い。
- ② 裁判外の整理でも、強制執行の停止が可能であること。
- ③ 少なくとも猶予・再分割による更生計画作成に当たっては、債権者の個別の事情に応じた差別的取り扱いが可能であること。
- ④ 手続の開始要件として、誠実さと商人等の除外が定められていること。誠実さについては恩恵的な色彩があることを示している。また商人等の除外は消費者が主たるターゲットとなっていることを意味している。
- ⑤ 更生措置としては、猶予・分割払いが中心であり、債務の元本免除は主たる住居売却後の住宅ローン残債務に限られていたところ、1998年についてモラトリアム期間を設定した後で免責する余地が認められたこと。

- ⑥ 生活留保として、再建計画や勧告の際に債務者の最低限必要な生活費を保障することとしたこと。
- ⑦ 更生措置に債務弁済の保証や作為不作為義務を条件とできること。こうした履行確保手段は、わが国では和議手続の中でまれに見られる。
- ⑧ 保証人保護のため、特に情報を適時に伝えるなどの措置をおいたこと。

これらの特徴のうち、最も注目すべき点が⑤である。わが国の破産免責と比較すれば格段にささいな債務整理手段にとどまっていたところが、1998年について免責の余地を認めたことで、民事破産の導入がしばしば議論され、ネイエルツ法立法過程でも学説から提案があったが、破産免責はモラルに反するという理由で見送られたこととどのように調和するか、今後のフランス法の行方とともに興味深い。

本稿は特に実務に焦点を当ててフランス法の消費者倒産状況を紹介してきたが、1989年12月31日の立法以来約10年の実務経験を経て、結局かなり緩やかな要件での免責を導入したことは、わが国の改正論議を考える上でも示唆的であろう。また1998年の改正法が、消費者倒産にとどまらず、社会生活・経済生活からの脱落全体への対策を実行する中で、消費者倒産手続にも手を加えている点、その関連で⑥の生活留保という発想は、大いに参考になるものである。

なお1998年法全体の検討及びその改正後の実務の紹介は別の機会に果たすこととする。

【付記】 本稿は1993年度（平成5年度）民事紛争処理基金研究助成（09-05-06-0092）による研究成果の一部である。同基金および資料提供に協力していただいた各位に御礼申し上げる。